

一般社団法人 日本動物マッサージ協会 入会及び退会規定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人 日本動物マッサージ協会（以下、当協会と言う）の規定に基づき、当協会の入会及び退会の手続きに関し、必要事項を定める。

(会員の種類)

第2条 当協会の会員は、次の2種とし、正会員を以って一般社団法人及び一般社団法人に関する法律上の社員とする。

(1) 正会員 下記のどちらかの証明または実績のある個人

1.日本国内及び海外に於いてアニマル・マッサージの教育を受け、その教育機関の修了証または資格認定証を有する方。

2.日本国内及び海外に於いてアニマル・マッサージを2年以上行った（或いは行っている）実績のある方。

(2) 賛助会員 当会の目的に賛同する団体又は法人及び個人

(入会手続き)

第3条 当協会の会員として入会しようとする者は、**会員入会申込書（別紙）**で当協会に申込み、理事会にて承認を得るものとする。正会員は、社員総会において別に定める会費を納めた時、当協会の会員となる。

(入会決定)

第4条 代表理事は、入会の可否を決定した時は、入会決定通知書により、入会申込者に通知しなければならない。

(会員名簿)

第5条 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録する。

(退会)

第6条 会員は、当協会に退会届を届け出る事により、任意に退会する事が出来る。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、理事会の決議をもって行う。

(補則)

第8条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は理事会が定める。

(付記)

平成28年9月7日制定